

文部委員会
議録 第二十二号

昭和二十七年五月十四日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事 岡延石二門君 理事 若林 義孝君

理事 小林 信一君 理事 松本 七郎君

理事 鹿野 彦吉君 理事 圓谷 光衛君

長野 長廣君 平島 良一君

水谷 昇君 井出 太郎君

笹森 順造君 渡部 義通君

小林 進君 浦口 鉄男君

出席政府委員

文部政務次官 今村 忠助君

文部事務官(初等 田中 義男君

中等教育局長)

委員外の出席者

文部事務官(初等 内藤 三郎君

中等教育局長)

局庶務課長)

専門員 石井 勲君

専門員 横田重左衛門君

五月十四日

委員井出 太郎君辭任につき、その補欠として稲葉修君が議長の名で委員に選任された。

五月十三日

葉山中学校屋内体操場建築費国庫補助に關する請願(圖司安正君紹介)(第二六八二号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促進に關する請願外四十五件(小林進君紹介)(第二六八二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十二日

義務教育費全額国庫負担に關する陳情書(全国町村議会議長会長齊藤邦雄)(第一七三六号)

ユネスコ活動に關する法律案修正の陳情書(全国町村議会議長会長齊藤邦雄)(第一七三七号)

高等学校職員俸給表制定に關する陳情書外一件(青森県立弘前高等学校須郷悦太郎外七十名)(第一七三八号)

公立学校施設の防災並びに災害復旧に關する法律の制定に關する陳情書(鹿児島県議會議長米山恒治)(第一七三九号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

義務教育費国庫負担法案(竹尾式君外十五名提出、衆法第四〇号)

〇竹尾委員長 これより會議を開きます。

義務教育費国庫負担法案を議題とし、前會に引續き質疑を續行いたします。質疑の通告がございますので、順次これを許します。浦口鉄男君。

〇浦口委員 總括的に、まず二、三お尋ねをいたします。義務教育は、憲法二十六条によるまでもなく、これは無償で、全国民に均等にその恩恵に浴せしめらるべきである、こういうことは、私といたしましても年来主張しておることでありまして、このたび義務教育費国庫負担法案が提案に至りましたことは、われ／＼としてもたいへん喜びにたえない。そこでこの法案は、おそらく一昨年あたりから、文部省あたりにおいて慎重に検討されて、その間幾多の変遷を経まして、たまた

ま提案になった法律案として完成したものであろう、こういうふうなわれわれは考えております。そこで聞ききたいことは、この法律案は、議員提案になつて出て参つたわけでありまして、われ／＼の想像するところでは、おそらくこれは文部省が立案をし、内閣提出の形で出て来るものと、こういうふうな考えていたわけでありまして、この義務教育費の国庫負担については、少くとも衆議院の文部委員会においては、与党あるいは野党を問はず、おそらく共産党の委員の方も、陰に陽に文部省と協力いたしまして現在に及んでおるのであります。それが議員提出になつたという理由については、われ／＼政治的ないろいろの事実、あるいは含みがあるかと思ひますが、その経過について、いわゆるわれわれが想像しておりました内閣提出が議員提案になつた理由を、まずお尋ねをしておきたい。

〇若林委員 浦口委員から御発言がありました。心持におきましては、われわれも同感でございます。大体こういう事柄は、政府提案として堂々と國會に提出せられることを望み、それに努力して参つたのであります。何分セクシヨナリズムに固まつておるといふ弊害が、どうしても払拭をせられなないのであります。われ／＼としてもその間折衝を重ねて参つたのであります。新閣紙の上その他において御承知おきを願つておると思うのであります。が、二転三転いたしました。遂に地財

委と文部省との妥協案というところまで来まして、大体この線ならば文部省の要求の最低線であり、また地財委としても、また地方行政関係の人からも、これだけは受入れてもらうことによつて、義務教育費の確立という線を押し出して行くことができる、こういう意味で、最低の線をねらつた法案でございます。なお大蔵当局との折衝が――われ／＼の努力は、これからなお折衝を進めて行きたいと考えておりますので、その間、言葉は不適当かもしれませんが、大蔵当局との折衝がまだ折衝中であるという事柄のために、政府提案としてこれを出すのができないのであります。議員提案としてこれを提出し、國會の意向をこの法案に反映することによりまして、大蔵当局の協力を求めるという意味合いで、議員提案になつておるのでございまして、お合みおきを願ひ、格別の御協力を希望する次第であります。

〇浦口委員 大体経過はわかる気がいたします。セクシヨナリズムというお言葉をとらえるわけではないのです。が、まあその意味もある程度はわかるのであります。地財委あるいは大蔵省の關係が相当困難であつた、その結果二転三転いたしました。妥協案に達した、こういうこともわかるのであります。が、具体的に地財委のこれに強く反対した理由、あるいは現在まだ今の御答弁で折衝中と言われる大蔵省の面における問題、難関と申しますか、そういう点について、できるだけ具体的に

に、いま一度御説明を願ひたいと思ひます。

〇若林委員 地財委の方の反対理由の説明をいたしてみたいと思ひますが、五、六並べてわれ／＼の手元へ出して来ておるのであります。その主要なる根本理由を申し上げてみますと、大体この義務教育費というものは、地方が責任を持つて負担すべきものであつて、そういう意味合いから、平衡交付金の中にこれを勘案して出しておるのである、地方自治の自立性にまかせてあるにもかかわらず、その教育費に充当されるべきものをこれから分離することによつて、地方自治の自主性に多大の制肘を加えると、こういうところがその反対の第一点であります。

第二点は、地方行政の行政費の総合運営というものを、これによつて非常に予算面において制肘を受ける。たとえてみますと、三十幾つかのうちの一項目の中に、この教育費が入つておるわけでありまして、教育費を除きますと、他は地方行政の運営のやり方によつて伸縮が割合きくものがある。たとえてみますと、衛生費のごとき、あるいは消防費のごときは、これはもし火事かその年になければ、おそらく最小限度で済むわけです。衛生費のごときは、流行病がその年に流行しなかつたとするならば、非常に少くとも済む。そういうような費目と、それから教育費のごときは、御存じの通り、定員定額という、はつきりした明確な線はあり

ませんけれども、大体伸縮することができないものであります。それと一律にあるということが、われ／＼として不合理、向うとしては、地方行政の方から考えますと、これに幾分参酌をすることによつて、他の行政費というもののゆとりがつかつかぬかということに非常に影響がある、その主要部分の大部分を占めております教育費を別個にせられるということは、他の行政費について非常にきつ／＼なことになる、こういうことが、大体第二の反対の理由であります。

でも、それがまだ目的が達成されておられません。現在お手元に出ておると思ひますが、大体百六億というものが、PTAからの寄付金でまかなつておる。その半額をとにかく国家が負担すべきであるというふうな線を新しく出して来たのであります。

それから、一見文部省自体が——この金を平衡交付金の中から地財委が配分いたしておりますのを、文部省にこれを移管することになると、いわゆる教育の地方分権といひますか、それを目ざしてゐる現状に逆行することになるのであります。それを握ることによつて、再び文部省が中央集権的教育を施す危険が伴うのである、こういうふうなことが第三点でございます。その他にもいろいろ理由があげられておりますけれども、主要な部分は、この点にかかつておるのではないかと思ひます。なお、詳しくこれが御必要でございますならば、地財委の方から、その資料その他提出をさせまして、十分検討していただきたいと思ひます。

それから、大蔵省としては、現在もし国庫負担を考えるとすれば、われわれが構想いたしておりますものより離れまして、別の配分方法を考へておるわけでありまして。これは直接大蔵大臣からお聞きを願つたらいと思ひます。その構想は、この法案は教育費の総額の二分の一を国庫が負担をして、その配分については、財政力の強弱によりまして差異をつけるというところが構想になつておる。大蔵省としては、この際明確に各府県の二分の一を補助するという形式をとつたらどうか、こういう構想なんでありまして。われ／＼がこれに対して反対した上では、現在の地方財政を是認した上で、平均して二分の一を、どの府県にもどの府県にも国庫が負担をするということは、地方税制その他の根本的な改革を予想しなければならぬわけでありまして。そうしますと、言葉ははなはだ不適当かもしれませんが、東京、京都のごとき、二十億を国庫で半額負担することにより、地方税制改革を企図して三十億を吸い上げられるというふうな危険にさらされる、東京都あたりの大蔵省の案に対しての反対の理由は、そこにあるのであります。

大蔵省のこれに対する当面の反対の理由は、教材費の半額を負担するということにつきましても、今まで大蔵省の予算の中にはこれは想定せられておらぬ。PTAその他の寄付金によつております分を、シャウア勧告に基づいて、四百億の寄付金をなくするという方向に進んでおつたのでありますけれども、それがまだ目的が達成されておられない、現在お手元に出ておると思ひますが、大体百六億というものが、PTAからの寄付金でまかなつておる。その半額をとにかく国家が負担すべきであるというふうな線を新しく出して来たのであります。

それから、大蔵省としては、現在もし国庫負担を考えるとすれば、われわれが構想いたしておりますものより離れまして、別の配分方法を考へておるわけでありまして。これは直接大蔵大臣からお聞きを願つたらいと思ひます。その構想は、この法案は教育費の総額の二分の一を国庫が負担をして、その配分については、財政力の強弱によりまして差異をつけるというところが構想になつておる。大蔵省としては、この際明確に各府県の二分の一を補助するという形式をとつたらどうか、こういう構想なんでありまして。われ／＼がこれに対して反対した上では、現在の地方財政を是認した上で、平均して二分の一を、どの府県にもどの府県にも国庫が負担をするということは、地方税制その他の根本的な改革を予想しなければならぬわけでありまして。そうしますと、言葉ははなはだ不適当かもしれませんが、東京、京都のごとき、二十億を国庫で半額負担することにより、地方税制改革を企図して三十億を吸い上げられるというふうな危険にさらされる、東京都あたりの大蔵省の案に対しての反対の理由は、そこにあるのであります。

それからもう一つの理由は、これは配分方法は別に法律をもつて定めると書いてあります。この別に法律をもつて定めるといふ事柄を、明確にこの法律と添えて出して来なければならぬじやないかといふことを、大蔵省は言うのであります。これは今地方財政、地方税制の根本的改革が、地方行政委員会などにおいて考へられておりますので、それとらみ合せて、この別に法律をもつて定めるときに考へるということになつておるわけでありまして。大蔵省は、これを同時に提出してくれなければ、納得ができぬというふうな意向を漏らしておるわけでございます。なお補足的な事務的その他については、大蔵省と地財委との反対の意向については、ひとつ当局から御説明を聴取していただきたいと思ひます。

浦口委員 大体お聞きしたわけでありますが、平衡交付金の中の義務教育に関する分をひもつにするということが、教育の中央集権化をもたらし、こういう見解は一面の理由もあるわけでありまして、これはここで論議になると思ひますから、私はそれをこの際論議はいたしません。それに必ずしもそういう危険があるとは、私は思いません。ただお尋ねしたいのは、この平衡交付金ができましたときに、義務教育については、アメリカにおけるニューヨーク州のいわゆる教育平衡交付金制度を構想してしたのであります。日本においては、それが非常に幅の広いものになつた、そういうところから、教育財政が平衡交付金の面において非常に不安定になつた。こういう経過は、提案理由の中でも述べておられるわけでありまして、このたびの義務教育費国庫負担法を出しになる過程において、教育平衡交付金制度を確立するという構想が当然なされたと思ひます。その経過をお聞きしておきたいと思ひます。

若林委員 これは先ほど申しましたように、この法案のねらうところは、一昨年確立された地方平衡交付金の制度を挿入いたしておりますところの地方税制といふものを、それから地方財政といふものを根幹として立てておるのであります。しかしながら、御承知の通りこの平衡交付金制度の持つ弱点といふものが、二年を経過した今日多々現われておりますので、これを根本的に考へ直し段階に迫られております。それで、これをどう改革すべきかといふようなことを、今着々と考へ中でございますので、まずこの法案のねらひましたところは、その改革案が成立しますまでは、現在の地方税制、地方財政あるいは平衡交付金を認めた基礎に立つて行つて、いろいろ事柄でございまして、むしろ教育平衡交付金制度あるいは教育税の確立というふうなことも、構想にはあつたのでありますけれども、まず現在の地方税制、地方財政を是認した基礎の上に立つた本法案であること、ひとつ御承知をお願ひしたいと思います。

浦口委員 全国の知事会議あるいは市町村長会議におけるこの法律案に反対の陳情が来ておることは、御承知と思ひます。その原因がどこにあるかといふことを、われ／＼も検討してゐるものであります。問題は、教職員の手給九百八十七億五千八百万円——これは二十八年度の見込みであります。これが半額を国庫が負担することによつて、はたして地方として、完全に現在の地方税制の範囲内に置いてこれを確保して行けるか、結局数字の算定に、相当地方と文部省との

間の見解が違ふということも、一つの大きな原因のようにわれ／＼は考へておるのであります。その点地方自治体の反対意見に対して、文部省の方では、この立案の経過において、どういふふうにかこめて持つて来られましたか、それをお尋ねいたします。

田中政府委員 給与費については、大体現在平衡交付金において見ておりますものと、大して差違はないのでございまして。ただ多少結核による休職者の補充等において増加いたしますけれども、しかし宣伝されておるようには、多数の増員による増額があるわけではございませんので、従つてこれを別にはずして、しかもその半額を支給するということにおいて、何もそのために従来以上に財政的に非常に窮迫になるというふうなことはないかと考へておるのでございまして、一部誤解に基づく反対が相当大きいと了解いたしております。

若林委員 ちよつとこれに関連してですが、各市町村長あるいは各府県のこれに対する反対があるということでございますが、これは一部大蔵案とごんがらがつて反対しておるところもありません。それから、この法案が持つておりますところの内容が、どういふものであるかといふこともわからないので、法案も何も出ない先から反対ののろしをあげて来ておるのであります。われ／＼立案者といひましたし、最後案は七日に過ぎ上つたのであります。にもかかわらず、何もわけもわからず、ある一部の筋から流された指令で、内容の検討なくして反対の意思を表明して来ておるきらいがあるわけでありまして。あたかもこの標準義務教

育費法が問題になりましたときに、反対陳情が全国の市町村長からやつて来たのは、御承知の通りでありまして、内容を知つて反対したかといへば、もうでなかつたわけでありまして。こういう内容を持つておつたんだ、こう言へば、それなら出しておいてもらつた方がよかつたのだと、こういうふうなことがあつたのは、二年前のことです。さういふ御承知の通りでありまして、今度のものもそういうふうな感じがあります。だから、地財委関係のこれに対する批判をお聞きになり、説明は聞かれたかもしれない。しかし文部省からもこの法案に対しての話を聞いて、両々相まつて判断した後の反対ではないわけであつて、私はその事柄を、そういうような反対を、非常に遺憾に考へておるのであります。ひとつ委員各位は公正な立場から御批判をお願いしたい、こう思つております。

○浦口委員 そういたしますと、具体的なこの法案に対しての反対理由はなかつたと承知していいので、結局現段階においては、おそらくその反対の理由が解消したものと提案者は確信をされておられるかどうかということでありまして、

○若林委員 この真意を了得せられずならば、おそらく各府県、市町村長、あるいは議会関係、これに御了承を得、なおこれをむしろ喜ばれるのじやないかというふうな確信を持つておることだけを申し上げておきたいと思ひます。

○浦口委員 先ほど、この地方自治体が反対をした理由には、一部の指令というふうな言葉があつたのですが、こ

れは私何も言葉じりをとらえるわけではありませんが、経過において、われわれもさう／＼この反対の意見の出所も——指令というかどうかというのかわかりませんが、聞いていないわけではないう内容ですが、問題は結局現在の地方税制度をそのまま認めた上に立つての立案ということが、非常にむづかしい、こういうふうな地方は考へておると思ふのであります。そこでこれが立案された結果は、必ず一体財源はどこから出て来るか、国費の余剰とか、あるいは節約というふうなことによつて出るものか、あるいは非常に地方費が圧縮されて、他の部面が明らかに非常困難になつて来るということになるのではないかと。またそれをもし防止するということになれば、市町村民税その他地方税が極度に増額されて来るのではないかと。そういうような面が、私は将来に対する大きな地方自治体の危機で、そこから反対の大きな原因が起きて来た。必ずしも一部の全然根拠のない指令によつて反対が決議された、こういうふうな一方的には考へられないものがあるのではないかと、こういうふうな考へるのではありませんが、その点提案者の御見解を承りたいと思ひます。

○若林委員 これは御存じの通り、地方税については何ら触れておられぬわけでありまして。現在の段階において、大体大蔵省、地財委が算定基準として算定したところでありまして、これは理想的に考へたならば、この算定基準をもう少し積極的に一歩前進、二歩前進した行き方をやりたい気持なんでありまして、予算の通過した現在におきまして、これに影響を与えること

はいけないというわけで、ただ算定基準を法律的に明確にいたしましたので、將來この増額を予想せられますようなどきには、義務教育なら義務教育だけで明確にこれが増加されて行くような法案になつていくわけでありまして。たとえて申しますと、昨年度の義務教育関係教職員のベース・アップにつきましても、二百億がベース・アップすることによつて増額になるわけでありまして。そうすると、半額国庫負担という大体の平衡交付金の制度から申しまして、百億というものは国家が負担しなければならぬ。それが増額しなければならぬのを、なお先ほど申しましたような他の行政費も含めて五十億より増額されておられぬという事柄は、この法案によつて阻止せられるだろう、明確にこれが浮び出て来るということになるのであります。そういうことはねらつておられますけれども、地方税制というものを対しては、今度の法案は何ら触れておりませんので、御承知おきを願ひたい。

○浦口委員 他の委員の質問もありまして、簡潔に二、三点お尋ねしておきます。全国のPTAの学校に対する寄付金——これは建物、施設、いろいろの面があると思ひますが、これが大体三百億と推算されているわけですが、これが妥当かどうか、われ／＼はまだ多いというふうにも考へておりますが、一応この三百億を是認するといつたしまつた、これが建物に対する寄付金も相当ありますし、施設あるいは教職員の研究費、いろいろの面にあるわけでありまして、この内訳を、立案者はどういうふうにお考へになつておられるかというところが一つと、それからこのたびの

法律案によつて、国家がその半分を補償するということになれば、結局寄付金としての形は解消しますが、残る半額は当然何らかの形で地方財政の上に赤字になるか、あるいはそれを免れるためには増税になる、こういうふうにも一応考へられるわけでありまして、その二点について御意見を承りたい。

○若林委員 数字の上で少し思ひ違ひをなさつておられるようであります。この点数字に關することでありまして、内藤課長から申し上げます。

○内藤説明員 義務教育に對しますPTAの寄付金は、昭和二十四年度の学校財政の基本調査によりますと、百六億となつておるものであります。その内訳は、四十七億がこの法案で考へておられます教材費に相当するものであります。その他が教職員の研究費、旅費、それから建物の修繕費、あるいは六・三建築のために一部の補助金をやつております。それでは教材費につきまして、現在市町村でどの程度負担しているかと申しますと、地方税と平衡交付金と合せまして、教材費については約七十億程度市町村が負担しているものであります。この法案で考へておられるのは、PTAの寄付金、教材費に相当する寄付金約五十億程度のものを、新たに国庫から負担していただくということになりまして、七十億の上にさらにこの五十億というものが加わるわけでありまして、地方財政は現状のままでありますから、PTAの寄付金の教材費に相当する部分を解消したい、こういう考へ方になつておられるわけでありまして、

○浦口委員 あと具体的に、また次の機会に私もよく検討して質問いたすことにいたします。最後に一つお尋

ねいたしたいことは、私これは内閣提出と考へておりましたところが議員提案になつた。そこには実施の面において、文部省その他大蔵省、地財委、行政府と立法府の間の意見の一致が見出されない点があるので、国会の意思をここに強く推進するという意味合いで、議員立法にされた、こういう政治的な御答弁、私はある程度これを承するわけですね。そこで、これと関連いたしまして、この議員立法について、これは率直に言へば、政府与党の自由党の議員十五人だけの立法になつておるわけですね。われ／＼は何もこれをねたむとか、そういうつまらぬ気持はありませんが、産業教育振興法においても、与党、野党を問わず、これが立案者になつてあの法律案が推進されたことは御承知の通りである。それ以上に非常に大きな義務教育の根本を解決するこの法案が、しかも先ほど私最初申し上げましたように、義務教育費国庫負担については、少くとも従来の文部委員会においては、与党、野党を問わず、文部省といわず、ここ二年間くわつて、強力に推進して来た過程において、われ／＼としましては、そこにおいて、われ／＼としましては、あるか、それはよくわかりませんが、できれば各派共同提案で出されること、私はこの法律案の重要性からいつても、たいへん意義のあることではなかつたか、こういうふうな考へるわけですね。これは政界とか立場とかいふものを超越して、われ／＼は公平に、冷静に、そういうふうな考へるわけでありまして。そこには与党自由党としての、またいろいろの見解もあつたと思ひますが、その点率直に御説明が

あれば、たいへんけつこうだと思ひます。

○若林委員 浦口委員のお気持は、率直に私認するのであります。われ／＼といひましては、そのまま申しあげますと、党内では、これは異論がございまして、各地財委関係あるいは予算関係のものも、全部これによつてやつたのであります。しかしながら、最後は大蔵省との折衝ということになつて、提出いたします前日まで、ぎり／＼までやつたわけでありまして、この会期は相当延びると私は思ひますけれども、しかしながら、法的には会期はもう間近に迫つておるわけでありまして、これを社会党の松本委員などには事前的に、まとめる案をこしらえておるのだが、なか／＼できないので困難をしておる、これがもしできるといふ余裕があれば、皆さんと相談して、各派共同提案の形で行きたいと思ひます。また各派におきまして、われ／＼とおそろくまざるとも劣らぬお気持を持ちまして、この義務教育費国庫負担法というものを骨子として御研究になつておること、また成案を得られておるのを、われ／＼も手にいたしておるわけでありまして、しかし、この調整をとるには、おそらく二週間か三週間必要とするのじやないか。改進黨におかれましては、相当強力な案を御考究中であつたことも承つております。この調整をするのに、産業教育振興法を提案いたしましたときのように、小委員会でも文部委員会の中につくりまして、そうしてやるべきが至当だつたと思ひうのでありますけれども、自由党内部において、この最低限度のものを出すのに相当の困難を感じましたと

いうことと、成案ができましたときに相当時日の切迫感がありましたので、おるすではあつたのでありますけれども、了解を得て、とりあえず出させていただくからという気持で出したわけでありまして、決してそれ以外に意図するところはございませんから、ひとつ特に御了承願つておきたいと思ひます。

○浦口委員 これは御答弁があるのかどうかはわかりませんが、最初提案者がおつしやつた、いわゆる大蔵省、地財委、その他の行政面とまだ一致しない点がある、長年の輿論を推進する意味で出された、この点は、私はある程度了承するのであります。けれども、内部で、いろいろ法案の具体的な内容については、異論は当然あると思ひますが、本質については異論があるといふことは、どうもわれ／＼文部委員会の全体の与党、野党の空気が考えましても、ちよつと納得が行かない。まあしかし、この点疑問は疑問として投げかけておくだけでもけつこうだと思ひます。御答弁があれば伺いたいと思ひます。なければ、それでけつこうでございます。私一応これで質問を終ります。

○若林委員 先ほど来ありのまゝを御説明いたしましたように、おそらく地財委関係の国務大臣としての岡野国務相あたりも、個人の考えから行けば、これに反対の気持はないのですが、しかし地財委、地方行政その他の関係の長官として、これを表から賛成を表明するといふことは、きわめて至難な立場にあるのじやないか、こういうよう

に地財委関係の分については思われるのであります。それから大蔵省の方は、地方財政事情というものは、われわれよりも明確に把握しておると思うのです。それは間違つておるかどうかわかりませんが、大体地方財政において、東京あたりでダブつておる財政力というものは、この法案で行きますならば、そのままダブつておるまかせでよくことになるわけ、何とかこれを機会に地方財政、地方税制といふものについての調整をはかりたいという意図も見えるわけでは、大蔵省として確たる成案を持つておるといへば、各方面においての研究の途上にあるという関係で、これを押しのけて行くといふまでの確固たる成案はまだ出ていないといふような事柄が、これに全幅的の賛意を表することでもできない立場にあるのじやないか。一応この国家の意思として、こういう線を強く押し出していただきまして、国会を中心とする政府であるという実を、これによつてひとし示していただきたいという気持があるのであります。言葉ははなはだ不適当でありますけれども、内閣の方でもや／＼しておる案を、議員提案で出して来ることは、奇怪しうござんといふように思ひになります。本法案に關しましては、遺憾ながらその気持はあるわけでありまして、これを打開するための法案である。それから各派共同提案で参ることができなかつたのは、いささかそういう事情に關連いたしておることを御了承願ひたいと思ひます。

○竹尾委員長 次に小林信一君。○小林信一委員 この問題をお聞きする前に、内容はもう申し上げませんが、去る九日の委員会に、重要なことについて委員長にお願いしてあ

ることがあるのです。何かきようの委員会あたりで、委員長としてはこれに對する御意思が表明されるかと思つたのです。しかし私たちは、あくまでもこの問題は重大な問題であるから、きわめて冷静に、しかも与党の議員の立場を考慮しておるわけですが、何かそういうことについて私たちにこの際見通しとか、あるいはこのことについて、近々のうちに委員会を開いて何とかするといふような、そういう御表明がしていただけたら、私はその問題はこれでおくつもりなんです。委員長にお願いできませんか。

○竹尾委員長 きようの委員会は、義務教育費国庫負担法案につきまゝ質疑といふことになつておりますので、この際私から、今小林委員のお尋ねに對する御答弁を申し上げるの、どうかと思つておりますけれども、せつ／＼とお尋ねでございまして、お答え申したいと思ひます。

小林委員のお尋ねのお気持、それからその内容については、十分私想像はできます。そこで、その点について、実は非常に苦慮しておりますけれども、できるだけ小林委員の御期待に沿ひ得るようなことも、きわめて近日日に御答弁申し上げたい、こう存じております。せつ／＼考慮中でありまして、さようひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○松本(七)委員 關連して……。今の問題は、きわめて近いうちにと言われるのですが、何か理事会を開いてやられる御意思はおありですか。

○竹尾委員長 そういふことも、実は考えております。

○小林(信)委員 先ほど浦口委員から質問された点につきまして、いろいろ経緯等について、提案者から御説明があつたのですが、やはり今度の問題につきましては、今御説明になつたように、与党内におきまして、あるいは政府内部におきまして、いろいろこの問題では錯綜した問題があつたようではなかつて、これは単にそこだけの問題ではなくて、それから派生して全国のこれに關係するいろいろなところに、その内容等については、何か政府の中の権限争いとかあるいはそれ／＼の立場上の問題で、法案そのものよりも、他の問題でいろいろ意見が出ておるようなわけですが、その中でも、ことに問題になつておるの、これに反対しようとし、反対させようとするような、きわめて計画的なものまであるわけですが、これはやはり提案者におかれましては、相当はつきりしたものを持つて臨んでおられると思ひますが、やはりこの機会に、その点を提案者に私ははつきり伺つておきたいのです。そのういうためにせん反対といふふうなもので入られて、私ここで質問いたしますが、一つの意見としては、この法案を出すことによつて、教育の民主化を大いに阻害して、再びもとの中央集権的なものになるおそれがあるといふことが、中央から地方に流布されておつて、このためにたい／＼この法律ができ上つても、何かそこに支障が起きるようなおそれがあるのですが、この際これについて、提案者はどういふ意思を持つておられるか、お伺ひしたいと思ひます。

○若林委員 この全額国庫負担という案を小林委員などの間でもお考へにな

つておると思つておるわけですが、この場合は、そこを懸念する必要があるのじやないかと思つたのです。私たちが全額国庫負担という案を、一応構想に置いて協議をしたことがございます。そのときの――これを私がここで申し上げていいかわかりませんが、こうなると、文部省の課長のごときは、命が何ばあつても足らぬというくらいに、全国から押しかけられて来るわけですから、そういう意味において、もし全額国庫負担ということになれば、私はいよいよ中央集権化というものが、非常に懸念されると思つたのであります。しかし、法案の算定基準その他をお考え願ひましたならば、裁量の余地というものはないわけではございまして、大体児童の数に根拠を置いて、すべてのものが処理されて、円滑に行くように考えられておるのであります。ここにこの法案の持つておる弱点もあると思ひます。突つ込まれたならば、数だけで根拠をもつて行くということはおかしいじやないか、薄弱じやないかという弱点もあると思ひますけれども、しかし全国一万二千に余りますところの各小学校のことでございますから、大体この標準で行くのが妥当であるという線を出したのであります。

それからもう一つ、この中央集権化という事柄に關しましては、われ／＼はその意圖でないというのを申し上げるのには、やはりこれは地方におきまして、この教育委員会というものの権限に屬することになるのであります。この教育委員会の権限というものは、相当強力なものでありまして、今は各府県と、七十に近い市町村に置かれておるだけでありますけれども、將來これを構想いたしておりますのは、各市町村にも置くという法律が現存しておるわけでありまして、それと勘案いたしますことによつて、中央集権化というようなことは、完全に防止されるのじやないかと思つております。

それから私たちの意圖しますところのものは、ともすれば独立を機会に、昔の教育の形式に逆もどりするのじやないかというのを、われ／＼自身も懸念いたしております。これをひとつ防止しなければならぬという意味を、小林委員もお考えになつておるのと同様に、私たちも懸念いたしております。ありまして、世界の連合国の中に堂々と歩を進めて参ります上において、何に根拠を置いて日本が民主化されておるかというのを、外国側に立つて考へるときには、やはりその基礎は教育にあると考へるのであります。これは教育形式、制度というものを、どこまでも民主化された行き方に行くべきだという、強い信念に立つておるものであります。その点をひとつ御了承を願つておきたいと考へるのであります。

なお、これは事務的にこういう基準の法案があつても、中央集権化のおそれがあるという懸念が、もしあれば、局長からでも、全然そういうような懸念はないということをお答弁願つてもいいのですが、現在の地財委が、千三百億近いところの予算を持つて市町村、知事の上に君臨をいたしております。日銀總裁がローマ法皇だと言われると同じように、法皇という名前をもつて呼ばれておりますが、ややこれに近い、一事務官がこの平衡交付金というものの上に君臨をしておる姿から比べますと、私はこれは中央集権化よりも、より民主化された行き方になるのではないかと、こう思つておるわけでありまして。

○田中政府委員 私どもの立場で一言申し上げますが、ただいまお話がございましたように、すべての基準手続等は、あとより限り法律によつてこれを定めようとしておりますので、専断に流れるようなことはなく、従つて御懸念されておるようなことも防げるものと考えております。なお、この法案を實施するために、現在以上に中央集権化する。現在にはあつてもそれらについては問題なくて、このことによつて初めて中央集権化するようになつておるのことは、まことに私どもも了解に苦しむところでありまして、私どもは、この法案によつて、現在以上に民主化するものと、実は確信を持つておるのでございます。

○小林(信)委員 この意見の出たのは、ただいま提案者の御説明になつたようなところから出ておることは、私も承知しておるのですが、やはりこれは従来の役人の頭の切りかえがなされておらない点から出て来るものでありまして、今度のこの法律の内容等を伺いましても、そういう頭から考えれば、多分にそういう危険が感ぜられるのであります。私たちは、決してそういうことではない、こうはつきり考へておるのであります。これは、決して御説明の中で、なおもつと提案者がしつかりしていただきたいところを、私は指摘したいのであります。それは全額国庫負担であれば、そういうおそれがあるかもしれないという点であります。しかしこれはもう憲法で、義務教育は無償である、しかも教育の機会均等ということとは、大事なことであり、ということが明示されておるのであります。その精神を生かすことが、かつて中央集権化するというようなことになつたら、これは憲法そのものが、また問題になるわけでありまして、やはりそれも現在の官僚の頭のきりかえられないところに、そういう懸念が生ずるのであります。妥協な財源の配分というのを考へて行けば、全額国庫負担であつても問題は、この信念をもつて行かなければいけないと思つておるわけでありまして。

次に、問題にされるのは、財源をどこから出すのだというところで、これは地方財政の圧縮になるとか、あるいはそのために他の費用が削られるとか、あるいは新しく税の増額をして、よけいに国民に負担をさせるものであるとかいふようなことを主張して、この問題をいろいろと誤解させようとしておる点があるのであります。この点につきまして、この際ひとつ明白にしていただきたいと思ひます。

○若林委員 この全額国庫負担云々に關連しまして、私たちこれが生み出されます、成案を得ますまでの過程の堅持を、ひとつ聞き取つていただきたいと思ひます。最終の財政的補償を、一体どちらがすべきかということが、一応問題になつたのであります。執行しておるの地方の市町村長である。だから、最終の責任は市町村にあるのであるという意見も出たわけでありまして、しかしながら、憲法の保障しておるところは、いわゆる無償であるというのをいつておる以上、国家の方に重点があるのではないかと、うな議論と、二つ出たのであります。が、われ／＼立案者の気持をいたしましては、あくまでも最終の補償というものは国家がすべきである。いわゆる地方の自治体も中央の政府も、自治体は自治体である、政府は政府である。だからどちらでもないではないかという説を吐いた人もあるわけでありまして、しかし最終の責任は、いわゆる国家が持つべきだという建前から、これは立案をされておることを、御了承願ひたいと思つておるわけでありまして。

それから、地方税制、地方財政の圧迫云々につきましては、先ほど小林委員に對しまして、内藤説明員から御説明申し上げましたように、何らの法案自体は、地方税制あるいは地方財政に圧迫を加えておりません。現段階において、平衡交付金から算出せられております基礎を法文化しておるにすぎない。それから新たに国庫の負担としてここに抽出されましたのは、五十億の教材費ということについてであると思つておるわけでありまして、これは八千何百億という中から、財政的の措置を一つすることにより、教育関係の方に振り向けるべく、大蔵当局の協力を、ひとつ国会の意思を反映していただいてやるべきである、こう承知いたしております。

○小林(信)委員 この問題で一番難点になるのは、そこから生ずる誤解だと思ひます。この点を逐次具體的な箇条の中で明白にしたいと思ひます。うのであります。誤解のないようには、はつきりしたものをもち願ひたい。

いと思います。それから、さらに今回の法案が、全国平均のものをすべて土台にする点からして、現在非常に教育水準が高まつておるところも、これと同一視されて、かえつてその水準が低下されるようなことがあるのじやないかというので、やはりこれも一つの反対意見になつておるのでありますが、この点はどういう見解を持つておられますか。

○若林委員 配分の方法については、その点を十分勘案をいたしまして、別に法律でもつて定めることになつておるわけであります。いずれその法律は、これが通つたあと、これを基礎にして、皆様方の御協賛を得てきめることになつておるのでありますから、さよう御承知を願いたいと思います。

○小林(信)委員　いろいろ反対意見もあるのですが、またこまかい点はその都度お伺いいたしまして、私は今日は提案者の根本的な腹構えというようなものをお伺いしたいと思います。第一条に「義務教育無償の原則に則り」という言葉が明記をされておるのでありますが、これが根本方針となつて制定されておるんじゃないかと思うのでありますし、またそうであるべきだと思いますが、しかしあとの方の内容をこまかく伺つてみますと、この義務教育無償の原則というものをすみやかに実現して行きたい。それにはもちろん国家財政とにらみ合せるわけでありますが、しかしそこにあくまでも根拠を置いて行くべきであると思うのです。中の方をずつと調べてみますと、そういうことは表面的にはうたつておるけれども、実際においては、何とかこの際平衡交付金の中から教育費というものの

を捻出すればいいのだ、從來半額国庫負担というような制度があつたから、それに復帰すればいいのだという消極的な気持に突はなつておるのじやないかというような感もするのですが、この点のほんとうの腹構えをこの際お話願いたいと思うのです。

○若林委員　むろん同感であります。先ほど私小林委員の御質問に対して申し述べましたように、相当積極的な案が文部省からは提出されておるわけでありますが、いろいろな過程を経まして、一種の妥協案というようなことに新聞には銘を打たれておりますので、われ／＼も良心的に考えまして、もう少し何とかならぬものかというくらい譲歩に譲歩をいたしまして、まず橋頭堡を一つ打出して、この法案を元に、これを改正々々ということとで教育費の拡充ということを目ざして行きたい、こう考えておるのであります。

それから、義務教育無償の原則ということにつきましては、いわゆる地方が持つか国が持つかということで、先ほど申したようにいろいろ論があつたわけでありませうけれども、最終の補償は国家がすべきであるという原則に立つておるわけで——地方が負担いたしますもの、いわゆる義務教育無償の原則の一環であるということは事実であります。地方行政に當つております地方自治体も、とにかく政府である、中央だけのことを政府というのではないうといふ考えから、国家という名前を便つてもいいと思います。そういう意味合いで、とにかく将来地方財政的には関与しないで、中央政府が全額を負担して行くという線にあるいはかわつて行くかもしれないけれども、しか

し現段階においては、地方財政の今の制度に根拠を置いて立案をしたものでございます。

○小林(信)委員 立法の大原則、大方針をお伺いしましたから、それに準じてこれから御質問申し上げます。

まずその次に書いてあります規模と内容の問題ですが「妥当」という言葉を使つて表現されておるところに、いささか問題があると思います。規模とは何かをお考えになつておるか、その規模の範囲をこの際御説明願ひたいと思います。

○若林委員 これは昨年来からいわゆる定員定額というものが問題になりまして、行政整理その他で論議が国民の間にほうはいとして起つて、六・三の考へておられますものは、建物あるいは教員の数、それから欲をいえば設備という

ものについて、教育に支障のないように国家としては財政とにらみ合せて増大して行くべきだと思ふのでありますけれども、現在の段階においては、お手元に着上げております最低の線を基準として考慮をいたしておりますということを申し上げるほか、しかたがないのであります。しかし、国家財政なものであります。日本の国全体の経済力というものの進展に伴いまして、より教育の費用の獲得ということに邁進したい、こう考えております。

○小林(信)委員 私のお伺いしたのは、今日の教育がどういいう内容で成り立つておるかということに対する提案者の見解であります。多少それに触れられたようですが、教員の給与はもちろんのこと、ここにも掲げてあります。

教材費も当然ですが、しかし学校の維持運営費というものもまた重要な要素だと思ふのです。それから学校建築の問題、これもやはり中に入っておりますから、当然考えられると思います。そのほか、現在他の法律で制定してあ

りますところの、義務教育無償の原則にのつとつて、多少ゆがめられておりますけれども、教科書の無償配付の原則、これらもやはり重大な要諦だと思ふのです。しかも提案者がたゞいま申しましたように、義務教育の無償という大原則を堅持するという建前である

以上は、やはりこれも全部考えられなければならぬと思うのです。それらを「要害」という言葉で制約しようとしておるのですが、これだけのものを摘出してあとのものは除外する、その除外したところを私は実はお聞きしたいわけなんです。つまり、どこの学校に行きましても、備品費、消耗費その他

いろいろの費用が必要なんですが、しかし維持運営費というものも、文部省がこの法案を検討する最中に相当浮び上つて来て、われ／＼はひそかにその実現を期待しておつたわけでありま
す。ところが、この規模と称する中から除外されておる。そういう点をどう
いうふうにお考えになるか。さらに、
できるならば、教科書無償配付の問題
もこれに包含して行つたら、この際非
常にいいのじやないかというようなこ
とも私は考えておつたのですが、この

法案からは除外されておる。その点に
対する御見解をお聞きしたい。

○若林委員 同感であります。小林委
員が御構想になつておりますのと、わ
れわれ立案者として構想いたしてあり
ますものとは、かわりはありません。

ただ先ほど来申しましたように、もう譲歩を重ねました最小限度のところを、この法案に出して来たのであります。この法案が制定されることによりまして、今仰せになりました平衡交付金あるいは地方税制の中に織り込ま

れております維持運営費というもの、あるいは災害によるところの建築補助あるいは児童の災害保険に関するようなもの、ことごとくこの法案を中心としたしまして、将来これを改正に改正をするによりまして高めて行きたいと考えておるのでありますが、これは最小限度のところを出発するということにすぎないのであります。

それから、維持運営費なんかも問題になつておつたのに、これも消えておるのじやないかという御説があるように思ふのでありますが、このねらいどころは、かつて昭和十五年に制定せられた義務教育費国庫負担法、その

基準に基いて、いわばこれは文部省の既得権であつた。それをとにかく平衡交付金制度で文部省から地財委の方に移管された。それをまず文部省へ復元をするということであります。これがもし通れば教材費の五十億というものも地財委になる。それから維持運営費も地財委の方で考慮いたして、平衡交付金の中で確保したいという気持が強いのでありますから、せめて建築費の起債というわくを設けまして、施設の十分に行われるようなものを規定した

のでない。わね／＼として、利子の補給をも考えたのでありますけれども、これは折衝に至らず、この法案から脱けておりますのは、はなはだ遺憾に思っております。

○小林(信)委員 どうしてそういうふ

うなものが除かれたかは、御説明によりましてよくわかりましたが、しかし今後修正に修正を重ねて、今提案者が考へておる大理想を実現するためにこれから努力するというお話で、まことにけつこうでございしますが、その重要な骨子となる教育を成り立たせる要件というものをこの際含めておかなければ、またいつの日にか目の見えることができるかというような疑念を持つわけですね。もちろん相当な御苦心によつてこれまで運びつづけたというこゝとは承知しておりますけれども、しかしそうかといつて、私たちとすれば、この際そういう重大要素を取除かれることは、非常に残念でならないわけなんです。ことに教科書というような児童の学用品の中の一部のもので、せつかく他の法律で財政的の裏づけもでき、そして一般に歡迎されておるものがあるわけですから、これなどもこの中に含めて、そして将来教科書も、あつて二冊程度を配るということでもなく、できるだけ無償で配付して行くべきであるというこゝをこの機会にしないかと思つたならば、これもまたいつの日に実現するかわからぬというやうな懸念を持つております。もちろんその個々の内容等につきまして、またわれわれはそれ／＼意見を持つておりますが、その基本の要素として欠けておるものが、私は非常に残念に思ふのであります。どんな小さいものでもいいからこの中に入れておくことによつて、順次大きくすることもできるけれども、全然影を失つておると、これをこの中に復活させることは非常に困難じゃないか、こういうことを考へるものであります。

そこで、その次の問題に移るわけですが、要するにこういう内容によつて立法の精神を生かして行くことは、つまりは第一条の最後に書かれております「教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする」ということにあるわけでございますが、この教育の機会均等という問題も、やはりせつかくの御提案でありますから、この際大英断をもつてあらゆる不均衡なものを是正していただきたい、私はこう思ふのであります。この法案の頭の方に「義務教育」という言葉がつけ加えられておるために、私の意見は矛盾するといふふうにお考えになるかも知れませんが、しかし、事が教育の機会均等という大きなものをねらわれる以上、実際の教育制度の中で取残され、不均衡な状態に置かれておるものを、私はできるだけ生かしてやりたいと思ふのであります。それは、いつも問題になるのは、今まで六・三制といふものが、いわゆる六・三の問題に終つて、高等学校が取残されておつた。建築問題も内容の設備の問題も、また諸制度におきまして、これがいつも冷遇されておる。この問題を何とかすべくだといふことが、最近この委員会でも幾度か問題になり、議員立法として産業教育振興法がつくられたのも、こゝういふ観点からであります。この点も相當に御研究になつたと思ひますが、高等学校は義務教育でないからといつて取除くならば、この法がかつての半額国庫負担のあの精神を根拠にして、とにかくこちらに権限をもつて来たといふやうな先ほどの御説明ですが、その半額ではありませぬけれども国庫の負担でその運営維持ができたわけでは、何を何とか救済される方法はなかつたか。ことに若林委員は、青年教育、勤労青年のための学ぶべき道について、その都度御主張になつておつたわけですが、こゝういふ点についてはお考えにならなかつたか。あるいはこれについては他にこゝういふ計画があるといふことでもありませんか、お話ししたいと思ひます。とにかく、私としては、こゝういふものが出てしまえば、当然取残されて冷遇されるのは、若林委員が常に主張されることの勤労青年のための施設、あるいはそのためのいろいろの援助というやうなもので、これがなくなつて来るのじやないかと思ふのであります。御意見をお願いいたします。

○若林委員 ことごとく同感であります。私はここにすわつておりますが、委員席から私の氣持をそのままぶちまけていただくやうな氣持で拜聴いたしたのであります。教科書の無償配付については、これは将来教材費の拡大、増額ということを目途といたして行くならば、容易に行けるのじやないかという氣がいたします。

それから高等学校教育あるいは定時制についてどう考へるかというこゝは、これは同感以上でございます。将来、この義務教育費という、教育の根幹をなします、また大部分を占めております教育費の確立といふことを第一段階といたしまして、第二、第三と、高等学校教育あるいは幼稚園の費用その他にまで考慮して行くべきことだと考へておるのであります。この法案をもとしまして、委員各位の格別の御協力を得たいと存する次第であります。

○岡延委員 ちよつとお許しを得まして、小林信一委員から、教育の機会均等云々というお話が出ましたので、これに関連してお尋ねしたいと思ひます。これは実は私も提案者の一人でありますから、若林委員とまつたく同じ立場にあるので、若林君にお聞きするのは、自問自答のようになつておかしいので、若林委員にはお尋ねしません。で、文部当局からお伺いいたしますと申しますのは、小林さんのおつしやる機会均等云々というのには、義務教育と高等学校とありますが、まだしも何か忍ぶべきところがあると思ふのであります。私立学校の問題は、義務教育という点におきましてはまつたく同じなんです。ところが、それに対して文部当局は何ら考慮していない。今後これをどういふふうに考へて行くかというこゝです。

それから、立ちましたついでにもう一点伺いたい。六・三制の建築の残部と、この法律との関係いかんというこゝです。またそれに関連いたしまして、雨天体操場の設備も、まだ非常にたくさん残つておるのであります。が、この法律との関係はどうなつておるのか、この点を文部当局から明確にしたいと思ひます。

○田中政府委員 私立関係につきましても、お話のように、文部省としては十分考慮しなければならぬのでございまして、御承知のように、特に最近私立学校については、私立学校振興会法等の法律もできまして、文部省として力をするはずでございまして、第二点の、六・三制の問題はこの法律でどうなるかというお話でござい

ますが、建築の残部についても、いろいろ從來折衝の過程はございしますが、大蔵当局においても、その残部についてはめんどろを見るという話になつておりますので、文部省としても、この法律とは別に、当然その実現を期待し、なお努力をするつもりでございまして、

○小林信一委員 長くなりますが、もう二点ほど伺ひたい。ほかに方にお譲りしたいと思ひます。ただいま若林委員から、教科書の問題は、将来教材費に含めて云々というふうなお話がつたのですが、これは文部省の方にもお聞きいたしますが、やはり教材費は教材費で、教科書というやうなものは――ほかの国の例を考へて行きますと、また日本の国の現状からしても、うですが、児童の持物、児童がそのために必要なもの、こゝういふやうなものがやはり別個に考へられて行かなければならぬのじやないかと思ひます。従つて教科書というやうなものは、その他学用品等を含めて、やはり教材費の中に入れて、児童の持物といふやうなものではつきり区別すべきだと考へております。従つて、せめてこゝういふやうなものをに入れて、この無償の精神をこゝういふものから促進して行くのだという心構えを持つべきだと思ひますが、文部省の意向をひとつ伺ひたいと思ひます。

○田中政府委員 この問題につきましても、先般の教科書の無償配給の法案を御審議願ひました場合にも、ことに参議院等においても、いろいろ御議論になつた点でございまして、私どもは、将来はお話のようにこの法案の充実に

ように努めて行きたいと思つておるの
でございませうが、ただいまのところ
は、その過渡期にございまして、今た
だちに一方をとりやめて、そうしてこ
の法案において実現して行こうという
ような決断がございせんので、現在の
ような処置にいたしておるのでござい
まして、将来の目的としては、お話の
ような点に沿つて進みたいと思つてお
ります。

○小林(信)委員 私のようない意見で
行つていただくと、若林委員のお考えと
はまた違ふわけですが、まあ御研究願
いたいと思ひます。

もう一つ文部省の方にお伺いしま
す。先ほど維持運営費の問題をお聞き
したので、文部省としてはさうしつ
かえないという考えか、それともやは
りこの際金を出しておかなければなら
ぬという考えか、ひとつお伺いいたし
ます。

○田中政府委員 私どもは、当初いろ
いろそれらの点についても要求もいた
し、具体的に考へておりましたが、
いろ／＼折衝の過程を考へます場合
に、この際十分なことと言つておれな
いので、まことにやむを得ない措置と
考へて本案を見ておるようなわけであ
ります。

○小林(信)委員 もう一つお伺いしま
すが、それは第二条に關連するのだ
です。これもやはり大きな根本問題だ
と思ふのですが、要は「二分の一」とい
う数字の問題でございませう。私たち
は全額国庫負担を考へておるのであり
まして、二分の一という数字を非常に遺憾
に思ふのであります。二分の一を下ら
ないようにするということで、私に言
わせれば多少ごまかしたような形にな

つておると思ひます。もちろん国家財
政というものを考へ、そうして提案者
の大理想である無償の原則を実現する
という意図も一方に持つての数字だと
思ふのですが、それにしても、やはり
何か元の半額国庫負担に返ればいいの
ではないかという感もここにいたしたも
のであります。できるならば、現在の
地方の実情というものを考へて、もつ
と考慮されるべきものではないか。た
とえば、地財委等で地方財政事情等を
報告する中に、地方の公務員の給与
が、昨年に比しおきまして二百億も足
りなかつたというふうなことを言つてお
りますが、その二百億の八〇％は教職
員の給与なんです。こういう点を考へ
てみますと、やはり二分の一でなく、
せめて三分の二あるいは七〇％とい
うようなところにある、この際数字を
上げて行く必要があるのではないかと思
ひます。私たちは金額を主張するもの
ではありませんが、皆さんの御意思とし
ても、この程度では一歩前進という形に
ならないといふことを言わなければな
らぬのであります。この数字の問題に
ついて、御意見を承りたいと思ひま
す。

○若林委員 先ほどの教科書の問題
につきましましては、表現の仕方は、ち
よつとかわつたかも知れませんが、局
長が言われたのと私の意図は、かわり
はないと思ふのです。この中に教科書
を含めた法律になれば、私たちの意図
するところが満たされると思つており
ます。

それから、教科書については、いろ
いろな形式がありまして、たとえて言
いますと、備品として教科書を学校に
置いておく、そうして年々その補充だ

けをして行くという考へ方もありま
す。これについても、相当考へたし
ておるのでありますが、しかし今のと
ころは、紙の性質その他から、一年使
えば二年も三年もは使えないだろうと
いうようなことから、ああいうように
新しく与えつたばなしということにな
つたのであります。しかし教科書のこと
につきましましては、将来重要な教材と
して考へすべきではないかと思ふので
あります。

それから、ただいまの御質問の二分
の一ということは、先ほど小林委員か
ら御質問があつたのでありますが、
現在の地方税制、地方財政というもの
を根幹として基礎に考へて總額の二分
の一というのを出したわけでありま
す。地方平衡交付金の配賦状態をな
がめまして、ちよつとどの算定の
基礎を見てみますと、平衡交付金の
中に、全体としてながめましてとき
に、二分の一が教育費に當つておるわ
けであります。だから、それをそのま
まこの法律に法的根拠を与えようとい
うことになつた理由でございませう。

○竹尾委員長 次に松本七郎君。

○松本(七)委員 ただいま小林委員の
御質問で、提案者の基本的な考へ方と
いうものは、大体われ／＼と同じで、
これを一つの橋頭堡として、今後教育
財政の確立をはかつて行こうという意
欲を拝聴して、非常に嬉しく思つてお
りますが、問題はやはりこの案が出て
来るまでの過程において、大蔵省な
り、あるいは地方自治庁から、相当い
ろいろな異論が出た、これが私は今後
この法律が、はたして橋頭堡たり得る
かどうかのわかれ目になると思ふので
あります。その間、非常に提案者が苦
勞されて、こゝまで持つて来ていただ
いたということは、非常に感謝いたさ
るのであります。が、さういふ建前から、
私も今後できるだけの御協力して、
これをものともいふものにして行きた
い。また提案者も、そのつもりでこれ
を出されておるようでありまして、
さういふ建前から、もう少しはつきり
させていただきたい点をお伺いいたし
ます。時間もありませんから、こまか
い点はまたの機会に譲つて、概略的な
ことだけお伺いしておきたいと思ひま
す。

提案理由にもしば／＼述べておられ
ますように、国が教育費を補償するよ
うにしたいといふことを、しば／＼言
われておるわけですが、先ほどの御答
弁にもありましたように、憲法で義務
教育の無償を保証しておる。しかし実
際にその費用を出すのは、地方の機関
であつても、国の機関であつてもいい
じやないか、国全体としてこれが保障
されればいいじやないかという意見が
あつたといふことではありますが、これ
は当然さういふことが出て来ると思ひ
ます。ただ問題は、教育の特性と教育

の機会均等といふことから考へて、い
ずれが実際に費用を負担するのが妥当
かといふことになれば、若林委員の言
われまうように、やはり国庫が負担す
るのが妥当じやないか。その点若林委
員の御説明では、現状では国の方で責
任を持つべきだといふお話であつたの
です。おそろく若林委員も、その適当
だといふ根本は、教育の機会均等とい
う面から、それが必要なんだという御
趣旨じやないかと思つたのですが、そ
の点をもう一度はつきりさせていただ
きたいと思ひます。

○若林委員 松本委員の言われた通り
でありまして、特に機会均等という意
味から、地方市町村の財政力というも
のは、非常に相違があるわけでありま
すから、これに基礎を置くというより
も、国家全体から、機会均等の原則に
基きまして、国家が最終の補償をすべ
きであるという意味で、大体平衡交
付金の制度というものは、一面からな
がめまして、きわめて合理的でありま
す。さういふ意味から、教育平衡交付
金というふうな名前をつけてもいいの
じやないかというふうな議論も出たわ
けであります。が、あくまでも現在の段
階を基礎といたしました關係上、こ
ういふ法案の表現になつたのでありま
す。

○松本(七)委員 そこでこの機会均等
といふことから考へて行きますと、た
だいま教育平衡交付金というふうなお
話もあつたのですが、これはある程度
地方の財政がゆたかであつて、地方で
やつても教育の機会均等が維持できる
状態、なお多少足りないというふうな
場合には、それは教育平衡交付金とい
うような制度でもよからうと思ひま

す。ところが、日本の場合はそこまで行かないので、どうしてもこれは国庫で負担して、そして機会均等を守つて行かなければならぬというのが、日本の実情にやないかと思うのです。そういう実情にありながら、現在の実際の制度というものが、地方分権的なものになっている。その制度が地方分権化されつつあるときに、ただ形式的に、それなればこそ費用もまた地方で持たなければならぬというのが、地方自治庁あるいはその他の意見のように考えておるのであります。ここに根本の問題がある。そういう意見を持つていられる人々から、この法律案なり今後の行き方を考えてみる場合には、あらゆる費用を地方で責任を持つべきだ、しかし現在の日本の地方財政の状態からは、それができないから、暫定的に平衡交付金という制度をやろうという考え方です。

これは将来だん／＼地方財政がよくなつて来るにつれて、この暫定的な平衡交付金というものはなくしてしまおうというのが、政府の最初立案されたときの考え方のようです。そういう考え方に立つてこの法律案を見ますと、まあまあ今はこういう苦しいときだから、暫定的につくっておくが、それにはできるだけ国庫負担を少くしたもので暫定的にやろう、将来はこういうものをなくして、地方でやるように持つて行きたいという考え方が根底にあるわけですから、ここに問題がある。提案者は、先ほどの教育の機会均等という面を強く打出すことによつて、これはなるべく国庫負担にしたい、できれば全額国庫負担にしたいということまで言われたのです。そのときに提案者は、全額国庫負担にすれば中央集権

になるというような、ちよつと疑問的なお言葉もありましたが、私どもはそうは思わないのです。現在教育委員会というようなものができて、教育行政が完全に地方分権化されているときに、金を国庫が全額出したからといって、中央集権にはならないし、またならせないようにできると思うのです。しかし、それはともかくとして、提案者もそういう意図はおありのようでありますが、このところに根本の問題があるので、もしも、先ほど申しましたように、反対論の根拠になつておるものを、この法律を橋頭堡として今後打破つて、これを拡充して行こうという意図があるならば、この法律で、すなわちもう少しその線を打出すべきでないか。たとえば、さつき小林委員の言われましたように、この第一条においても、義務教育というようなものに限らないで、幼稚園なり、あるいは高等学校というようなものでも、これを含めた構想でやはりやるべきであつたと思ひます。それから、国庫の負担にいたしましても、二分の一というやうなところにとどめないで、あるいは八割なり三分の二というやうな線を打出すのが妥当じやなからうか。あるいは建築費にいたしましても、地方負担でやるといふこと自体、考え方がどうであらうか。これはやはり国庫でやるという線を打出すのがほんとうじやなからうか。そういうふうに一連のもののつながつた基本的な考え方というものが打出し方が、なまぬるいものじやないかという気がするのでありますが、そういう点で打出そうとされたかどうか。そしてどのような過程でこういうところにおちついたかということも、もう

少し明らかにしていただきたいと思ひます。

○若林委員 この教育費を、幼稚園から高等学校を含めたところの、いわゆる教育費全般についても、今御質疑にありましたような気分、意図が、われ／＼の心持の中にあつたのであります。現在においても、これは持つておるのであります。小林委員、浦口委員から御質疑があつたときに申しましたように、本法案は、現在の地方平衡交付金の制度に基礎を置いた上、地方財政というものの基礎を置いた上、この立案をしたために、非常に物足りない感をお抱きになるやうな法案になつたわけでありまして、これを基礎といたしまして、一歩二歩三歩と前進を続けて行く橋頭堡にいたしたいと思ひのであります。それから、どういふやうな国家全体の税制というものになりましようとも、最終の補償というものは国家が持つべきであるということの原則には立つておるのであります。それから教育費は国庫が負担を補償しますが、あくまでもやはり地方の特異性、自主性というものを認めたところの教育でなければならぬという、これも抹殺しては相ならぬものだと思ひます。機会均等であるという

ことは、最低の線をねらうべきでありまして、それ以上は、地方々々独自の教育というものを打立てて行かなければならぬと思ひます。これは松本委員も同じやうなお考えをお持ちであらうと思ひます。ところが、そういう意味において、地方の自主性というものを生かして行きたい、画一的な教育にならないやうにということをおねらつたのであります。なお残余

のことにつきましては、本委員会のごときがひとつ中心になつていただきたい。それから、折衝を重ねて行きたい。それから起債だけでは物足らぬ。これはむしろ物足らないのであります。しかし六・三の残余の、ことに建築の補助費については、なお大蔵省はこの法案とは別に考慮をするということを言明いたしておるのであります。この六・三が一応おちついたといひます。ならば、第二段として、その次にはいよいよ国家の補助施設に對しても、国家の補助というものが委員各位の御協力によりまして拡充して行き、今起債でこれを補つておられますのを、正式な国家の補助金の計上というところによつて補助を与えて行く、支出をして行くといふやうな段階に進みたいと思ひのであります。さしあたり六・三の建築といふものについて、今過程にあるときでありまして、これを国家の補助という形式で打出して行くといふことは、きわめて困難な事情にあつたので、起債といふことでこれを埋めて行くといふことになつたわけでありまして、これで満足しておるのではないのであります。第二段、第三段と、一応はここで起債というわけの設定になつておりますけれども、六・三の建築の残余が片づくならば、その方面にも相当国費の支出をして行くべきであるという信念を持つておる次第であります。

○松本(七)委員 地方財政の現状から、こういうところにとどめたという話ですが、地方財政の面から、さらに教育の機会均等という面から考えればこそ、もつと強いものを早く打出す必要があるのではないかと、わ

れわれの考え方でありまして、そのところをどうお考えですか。

○若林委員 現在の地方財政というものは、地方税制に根幹を置いて、そして足らないものを平衡交付金で補つておるわけでありまして、今これを動かしますならば、また税制の改革ということも云々せられて来るに違ひない。そこで、この根本にさかのぼるのであります。小林、浦口委員からの御質疑のときに申しましたように、平衡交付金制度自体が、今検討されつつあるときでありまして、地方行政委員会あたりでも、非常に今問題になつておるやうでありますので、おそらく今年中に、根本的に地方財政平衡交付金というものは、考慮し直されるのではないかと。むしろ前の附加税、あるいは配付税その他のやうなものが、そのまま浮び上らないといひまして、かつこうを

かえてその精神が浮び上つて来るのではないかと。それから地方税制といふものは、県税にいたしましても市町村税にいたしましても、税の筋道の通る分は国税でとられてしまつて、あと非常に根柢の薄弱な、安定性のないところのものに、財政的根柢が置かれておりますので、これも相当考慮し直さなければならぬ段階にあり、現に考慮されつつあるわけでありまして、そこで、先ほど私の答弁の中にも申しましたやうに、大蔵省当局としても、強い線をばつと押し出して来るまでの成案がないと、われ／＼国会の方をいたしましても、今考究中の過程にあるものでありますから、大体現在の制度をこの法律でひとつづつづけておいて、そして別の法律でもつて定めるといふ中には、根本的な改革を予想せられ

るに、おちついたかということも、もう

少

の

に

を

ておりますものを繰り込んだ配分の方法を考慮しようというようなことになつておりますので、この地方財政、地方税制というものを根本的に、地方財政平衡交付金制度の改革と相まちまして、今松本委員からお述べになりましたような精神で、教育財政の確立という方面に進んで行きたいという氣持を持つております。

○松本(七)委員 そこでわれ／＼この法律に対処する態度をきめる場合に、参考に聞いておきたいのですが、そういう基本的な考えに立つて、できるだけいいものをつくろうと努力された結果、こういうものにおちついたのですか、平衡交付金なりあらゆる制度の改革とまつて、もう少し強いものにしよというお考えか。あるいは、できればこの機会にも少し進んだものをつくりたい、できるならばそういうものにしたかったが、諸般の情勢からやむなくこういうものに押しつけられたか。それとも、むしろ提案者の方から進んで、将来平衡交付金なりあらゆるものとらみ合せた改革をして行くので、一応この程度のもので妥当だというお考えで出されたのか、その点をひとつ伺いたいと思います。

○若林委員 仰せの通りであります、大体これが最小限度で、これ以上は譲ることはできないのであります。これが最小限度であつて——これは一応譲つたかつこうにはなつておりますけれども、義務教育費全般につきましても、この精神で、ひとつあらゆる税制改革、地方財政の改革強化ということにらみ合せまして、勸案をして行きたい、こういう氣持であります。

○松本(七)委員 そうするとこの法案

の予算措置は、どういうことになつておりますか。

○若林委員 これは給与費につきましては、お手元にあります算定基準を基礎にして行く。それから平衡交付金の中にありますものを算定いたしますときに、本年度は文部大臣と協議をして地方財政委員会できめて行く。それからその給与費というもののついでに百分の十を教材費として算出をして、その半額を、大体五十億と見ておるのであります。それがたまた／＼そういうパーセンテージになるわけでありまして、現在の財政を基礎といたしまして、そういう率に出て来るものでありますから、給与費の割合を教材費として見る、こういうようなことになつておるわけでありまして。だから財政的には、現在地方平衡交付金の中にある給与費として算定せられておるものをこれに浮び上らせ、そうして教材費は別に大蔵省が考慮してくれる、こういうことになつております。

○松本(七)委員 そうすると、もう本年度の予算の範囲で、それは確実に確保できておるのですか。

○若林委員 ですから、五十億についてのみ大体新しい予算的措置が必要なのであります。それから算定基礎が少しかつて来ることによつて、一万五千ぐらいの人員が増加して来る、この分だけ大体十億が増加して来るわけでありまして。

○松本(七)委員 そこで、二十七年度はこの法律の適用がないわけですが、どうしてこういうふうなことにされたか。二十七年度も大体この法律に準じたもので、別個に予算的な考慮をするというふうな行き方が当然じゃないか

と思ひますが……。

○若林委員 もう二十七年度は予算も通つたあとでございますので、大体その中でまかなうことであります。算定基準はこの法律に従つて行く。それから二十八年度からは別個に文部省の方へその金がまわされて行く、こういうことになつて、本年度は本年度の現状を認めた上で、算定基準だけをこの法律で明確にして行く、こういうことになつております。

○松本(七)委員 本年度は通つておるといつても、まだ期間があるのですから、追加予算なり何なりでやろうと思えば、やれるわけでありまして。そういう交渉はされたのですか。

○若林委員 ここまで持つて来る努力は、非常なものでありまして、より以上プラスするものを求めて行くということはきわめて困難で、この法案自身を見送るような困難性があつたわけでありまして、まずこの現状のもとで、すべての教育費を明確にして算定をして行くという最低線をねらつたのであります。

○松本(七)委員 時間もありませんから、詳細はまた他の質疑応答を通じて補足して行きたいと思ひますから、この程度であつては保留したいと思ひますが、ただ委員長にお願いしたいのは、今の御答弁によりまして、地方自治庁などとの関係で、相当いろいろ問題が含まれておると思ひます。特に平衡交付金の制度、地方制度の改革というふうなことで、今後この法律はどういうふうに進展して行くかということ、重大な関係がありますので、ひとつ岡野國務大臣を呼んでいただきたいと思ひます。

○竹尾委員長 承知いたしました。

○小林(進)委員 議事進行について……。今までの委員諸君の質疑応答を承つておりますと、まだこの法案に対する予算関係というものが、財政当局と完全に了解点に達していないという感じが非常に抱くのであります。この点をひとつ明確にしたいので、きませんと、われ／＼は議事の進行上非常に不便がありますので、願わくはひとつ大蔵大臣を次の機会にこの委員会に御出席を願つて、そこら辺からこの問題を説明して行きたい、これをお願いしたいと思ひます。

○竹尾委員長 それでは次会には岡野國務大臣と大蔵大臣を呼びます。本日はこれにて散会いたします。午後零時五十七分散会